相続税を税理士に依頼する前の準備チェックリスト

面談の日の持ち物と、家族で決めておくことに印を付けます。

当てはまるものを選ぶだけで、面談の持ち物が一覧になるチェック表（無料）は、つぎの手ナビのページで使えます。
https://www.tsuginotenavi.jp/guide/souzoku/irai-junbi

税理士に相続税の申告を頼む前にそろえるのは、相続人が分かるもの・遺言書・財産と借金の手がかり・亡くなる前の贈与のメモです。最初の面談には、証明書を取りそろえる前の手元の書類（通帳・固定資産税の納税通知書・証券会社や保険会社からの郵便物・借金の残高が分かるもの・葬式の領収書）を持っていきます。申告と納税の期限は、亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内です。

1. 面談の日に持っていく物

	当てはまるとき	持っていく物
☐	だれでも	**相続人が分かるもの** 戸籍謄本（亡くなってから10日を過ぎて作られたもの）か、法定相続情報一覧図（家族の関係を法務局が証明した図）の写し。まだ取っていなければ、家族の関係を書いたメモ
☐	だれでも	**遺言書があるかどうか** 公正証書の遺言は写し。封のある自筆の遺言は開けずに、あることを伝える（家庭裁判所の検認を受けてから開ける。公正証書の遺言と、法務局に預けた自筆の遺言は検認が要らない）
☐	だれでも	**相続人の名前・住所・連絡先のメモ** 窓口になる人が分かるように。申告書を出すときは、相続人のマイナンバーの確認書類と本人確認書類も要る
☐	だれでも	**亡くなった日と、亡くなったときの住所** 申告書を出す先は、亡くなった人の住所地の税務署
☐	預貯金がある	**通帳・キャッシュカード** 亡くなった人の分。インターネットの銀行は、スマートフォンの画面や郵便物で
☐		**銀行からの郵便物** 取引のある銀行の手がかり
☐	土地・家がある	**固定資産税の納税通知書（課税明細書）** 市区町村から届くもの
☐		**権利証か登記識別情報** あれば。登記識別情報は、権利証の代わりに渡される書類
☐	株・投資信託がある	**証券会社・信託銀行からの郵便物** 取引の報告書・配当の通知など

☐	死亡保険金を受け取った・受け取る	**保険証券と、保険会社からの支払いの通知** 亡くなった人が保険料を負担していた死亡保険金は相続税の対象。非課税は、受け取った相続人全員の合計で500万円×法定相続人の数まで（相続を放棄した人が受け取った分には使えない）
☐	死亡退職金を受け取った・受け取る	**勤め先からの退職金の支払いの通知** 亡くなった後3年以内に支給が確定したものが相続税の対象。非課税は、受け取った相続人全員の合計で500万円×法定相続人の数まで（相続を放棄した人が受け取った分には使えない）
☐	借金・ローンがある、葬式の費用を払った	**借金・ローンの残高が分かるもの** 返済の予定表・督促状・カードの利用明細など
☐		**葬式の費用の領収書** 葬式の費用は遺産から差し引けるものがあるので、領収書などで確かめておく
☐	亡くなる前に家族へお金や物をあげていた	**贈与のメモ（いつ・誰に・いくら）** 相続財産に足す期間の分。財産を受け継ぐ人への贈与は、年110万円以下で贈与税がかからなかった分も足す（相続時精算課税の贈与は扱いが違う）
☐		**贈与税の申告書の控え** あれば
☐	亡くなった人の自宅の土地を家族が受け継ぐ	**誰がその家に住んでいたかのメモ** 小規模宅地等の特例（自宅の土地の評価を下げる特例）は、受け継ぐ人と住み方で使えるかが変わる。特例を使うには、税額が0円になっても申告書を出す
☐	亡くなった人が老人ホームなどに入っていた	**介護保険の被保険者証の写し** 要介護・要支援などの認定を受けていたことが分かるもの（番号は読めないように塗る）
☐		**入所の契約書の写し** 施設の名前・所在地・種類が分かるもの

2. 面談のあとに取る証明書（要ると言われたら）

	当てはまるとき	証明書	請求先
☐	預貯金がある	**預貯金の残高証明書（亡くなった日のもの）**	口座のある銀行など
☐	土地・家がある	**名寄帳（その市区町村の中の不動産の一覧）**	不動産のある市区町村（東京23区は都税事務所）
☐	土地・家がある	**所有不動産記録証明書（亡くなった人の名義の不動産を、全国分まとめた一覧）**	法務局
☐	株・投資信託がある	**株・投資信託の残高証明書（亡くなった日のもの）**	口座のある証券会社・信託銀行
☐	株・投資信託がある	**口座のある会社の一覧（分からないとき）**	証券保管振替機構（ほふり）

☐	亡くなる前に家族へお金や物をあげていた	**亡くなった人の戸籍の附票の写し（住所の移り変わりが分かる書類。亡くなった後に作られたもの。相続時精算課税で贈与を受けた人がいるとき）**	市区町村
☐	配偶者が財産を受け継ぐ	**相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押した印のもの）**	市区町村
☐	亡くなった人の自宅の土地を家族が受け継ぐ	**相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押した印のもの）**	市区町村
☐	亡くなった人が老人ホームなどに入っていた	**亡くなった人の戸籍の附票の写し（住所の移り変わりが分かる書類。亡くなった後に作られたもの）**	市区町村

3. 依頼の前に家族で決めておくこと

	決めること	決めたこと
☐	**窓口になる人** 税理士とのやり取りと書類集めをまとめる人を1人決める	
☐	**相続人が誰か** 戸籍で確かめる。申告には相続人全員が分かる戸籍が要る	
☐	**相続を放棄する人がいるか** 放棄は、相続人になったと知った時から3か月以内に家庭裁判所へ。相続税の申告の期限より先に来る	
☐	**遺産の分け方の大まかな考え** 期限までにまとまらなくても、法定相続分で分けたものとして期限内に申告して納める。そのときは小規模宅地等の特例と配偶者の税額の軽減を使えないので、あとで使うために「申告期限後3年以内の分割見込書」を出しておく	
☐	**自宅の土地を誰が受け継ぐか** 小規模宅地等の特例を使えるかが、受け継ぐ人で変わる	
☐	**相続税を納めるお金** 納税の期限も申告と同じ日。誰がどの財産から払うか	
☐	**税理士に払う費用の出し方** 誰が払うか、どう分けるかを先に話しておく	

4. 相続財産に足す贈与の期間（通帳を見返す目安）

亡くなった日	足す贈与の期間
2026年（令和8年）12月31日まで	亡くなった日の3年前の日から亡くなった日まで
2027年（令和9年）1月1日〜2030年（令和12年）12月31日	2024年（令和6年）1月1日から亡くなった日まで

2031年（令和13年）1月1日から	亡くなった日の7年前の日から亡くなった日まで

2027年（令和9年）1月2日以後に亡くなった場合は、足す期間のうち亡くなる前3年以内より前に受け取った分は、その合計から100万円まで（総額）を足しません（国税庁 No.4161）。相続財産に足す（加算する）亡くなる前の贈与の期間は、亡くなった日で決まります。2026年（令和8年）12月31日までに亡くなったら3年以内、2027年〜2030年に亡くなったら2024年1月1日から、2031年1月1日以後は7年以内です（国税庁 No.4161）。通帳は、少なくともこの期間の分を見返せるようにしておくのが、つぎの手ナビの目安です。それより前の分を税理士から求められることもあります。

持っていく物は、国税庁の「相続税の申告のために必要な準備」と「相続税の申告の際に提出していただく主な書類」（R8.7）に合わせて、つぎの手ナビがまとめた目安です。足りない分は、面談のあとに税理士から頼まれます。窓口と費用の出し方は、つぎの手ナビの目安です。

出典：国税庁 タックスアンサー No.4202「相続税の申告のために必要な準備」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁「（参考）相続税の申告の際に提出していただく主な書類」（相続税の申告のしかた、R8.7）／国税庁 タックスアンサー No.4205「相続税の申告と納税」（令和8年4月1日現在法令等）／全国銀行協会「預金の相続手続に必要な書類」／横浜市「固定資産税に関する証明書（名寄帳兼課税台帳など）」／法務省「所有不動産記録証明制度について」（令和8年2月2日施行）／証券保管振替機構「登録済加入者情報の開示請求」／国税庁 タックスアンサー No.4114「相続税の課税対象になる死亡保険金」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4117「相続税の課税対象になる死亡退職金」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4161「贈与財産の加算と税額控除（暦年課税）」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4158「配偶者の税額の軽減」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4124「相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例（小規模宅地等の特例）」（令和8年4月1日現在法令等）／裁判所「相続の放棄の申述」（2026/11/24 確認）